

富山労働局発表
平成29年12月13日

報道機関各位

【照会先】

富山労働局 職業安定部 職業対策課
課長 佐野 悌
課長補佐 古川 修
地方障害者雇用担当官
武部 真由美

(電話) 076-432-2793

平成29年6月1日現在の障害者雇用状況

～雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高～

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（民間企業の場合は2.0%（法定雇用率））以上の障害者の雇用を義務としています。

富山労働局では、このほど、同法に基づき、本年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について報告を求め、これを集計しましたので、その結果を公表します。

◎ 集計結果の主なポイント

【民間企業】（法定雇用率2.0%）

- 雇用障害者数は3,841.5人と過去最高を更新。前年より90.5人増加。
- 実雇用率は1.97%と過去最高を更新。前年比0.01ポイント上昇。
- 法定雇用率達成企業の割合は58.5%。前年比1.0ポイント上昇。

【公的機関】（法定雇用率2.3%、県教育委員会は2.2%）

- ・ 県 : 雇用障害者数 99.0人（96.0人）、実雇用率 2.45%（2.38%）
- ・ 市町村 : 雇用障害者数 221.5人（228.0人）、実雇用率 2.27%（2.36%）
- ・ 県教育委員会 : 雇用障害者数 136.5人（140.5人）、実雇用率 2.22%（2.27%）

（ ）は平成28年6月1日現在の値

平成30年度からは法定雇用率が引上げられることとなっているが、富山労働局においては、雇用障害者数や実雇用率は過去最高を更新したものの、法定雇用率未達成企業は、未だ4割を超える状況にあり、このうち障害者を雇用していない、いわゆる「雇用ゼロ企業」が、未達成企業の6割近くを占めている。

このため、従来からの障害者雇用率未達成企業に対する指導において、障害者「雇用ゼロ企業」を重点的に実施し

- ① 障害者の職域開発・職域拡大の推進を図り、雇用率未達成企業の解消に努める
- ② 公的機関に対しては、法定雇用率が未達成にならないよう、さらに、実雇用率が向上するよう、障害者雇用に対する啓発・指導を推進する

こととし、病気や障害と仕事を両立できる社会づくりのために、広く障害者雇用に対する理解を求め、働くことを希望する障害者が一人でも多く就職できるよう取組みを進めていくこととしている。

一般の民間企業における雇用状況

◇ 雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 2.0%の法定障害者雇用率が適用される、一般の民間企業(常用労働者数が50人以上規模の企業)において雇用されている障害者の数は3,841.5人で、前年より90.5人(2.4%)増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は2,863.0人(前年2,835.5人)、知的障害者は719.0人(前年661.5人)、精神障害者は259.5人(前年254.0人)と、いずれも前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、1.97%(前年1.96%)で、前年より0.01ポイント上回った。法定雇用率達成企業の割合は58.5%(同57.5%)で、前年より1.0ポイント上回った。

※ 障害者数において1人未満の端数があるのは、重度以外の身体障害者である短時間労働者、重度以外の知的障害者である短時間労働者、精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントするためである。

[第1表(1)(2)参照]

◇ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、50~100人未満規模582.5人(前年は600.5人)、100~300人未満1,135.0人(同1101.0人)、300~500人未満405.5人(同386.0人)、500~1,000人未満447.0人(同430.0人)、1,000人以上1,271.5人(同1,233.5人)と、50~100人未満を除く全ての規模企業で前年を上回った。
- ・ 実雇用率は、50~100人未満で1.73%(前年は1.76%)、100~300人未満で1.92%(同1.89%)、300~500人未満で1.88%(同1.86%)、500~1,000人未満で1.98%(同1.96%)、1,000人以上で2.20%(同2.18%)となった。
なお、一般の民間企業全体の実雇用率1.97%(同1.96%)と比較すると、500~1,000人未満及び1,000人以上企業規模については実雇用率を上回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合では、50~100人未満が57.4%(前年は56.8%)、100~300人未満が62.4%(同60.2%)、300~500人未満が54.1%(同50.8%)、500~1,000人未満が45.7%(同41.2%)、1,000人以上で47.1%(同76.5%)と、1,000人以上を除くすべての企業規模で前年を上回った。

[第2表参照]

◇ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「製造業」・「卸・小売業」・「教育・学習支援業」・「医療・福祉業」・「複合サービス事業」・「サービス業」の業種で前年より増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「運輸・郵便業」(2.04%)、「宿泊・飲食サービス業」(2.78%)、「生活関連サービス・娯楽業」(2.78%)、「医療・福祉」(2.48%)の4業種は法定雇用率を上回った。

[第4表参照]

◇ 法定雇用率未達成企業の状況

報告対象企業 969 社のうち、未達成企業 402 社について、法定障害者雇用率を達成するのに必要な障害者数でみると、

0.5 人と 1 人不足企業	298 社 (未達成企業に占める割合 74.1%)
1.5 人と 2 人不足企業	66 社
2.5 人と 3 人不足企業	25 社
3.5 人と 4 人不足企業	9 社
4.5 人と 5 人不足企業	2 社
5.5 人と 6 人不足企業	0 社
6.5 人以上 不足企業	2 社 となっている。

また、障害者雇用を義務付けられた企業のうち、雇用する障害者が 0 人である企業数は 233 社で、未達成企業に占める割合は 58.0%となっている。

〔第 3 表参照〕

公的機関における在職状況

◇ 富山県の機関（法定雇用率 2.3%）

富山県の機関（知事部局、企業局、警察本部）に在職している障害者の数は 99.0 人で、実雇用率は 2.45%と、前年に比べ 0.07 ポイント上回った。

◇ 市町村の機関（法定雇用率 2.3%）

在職している障害者の数は 221.5 人で、前年より 6.5 人減少しており、実雇用率は 2.27%と、前年に比べ 0.09 ポイント下回った。

◇ 富山県教育委員会（法定雇用率 2.2%）

富山県教育委員会に在職している障害者の数は 136.5 人で、前年より 4.0 人減少しており、実雇用率は 2.22%と、前年に比べ 0.05 ポイント下回った。

- 富山労働局においては、公的機関に対して、民間企業に率先して法定雇用率を達成すべき立場であることから、障害者雇用の好事例やチャレンジ雇用（注）による知的障害者等の雇用のノウハウなどを参考とし、未達成とならないよう、またさらに雇用率が向上するよう、障害者雇用の啓発指導を実施することとしている。

（注）チャレンジ雇用

1 年以内の期間を単位として、各省庁・各自治体において非常勤職員として雇用する制度をいう（最高 3 年間）。

〔第 5 表参照〕

地方独立行政法人における雇用状況

- ◇ 独立行政法人等（法定雇用率 2.3%）の機関（1 機関）に雇用されている障害者の数は 3.0 人で、実雇用率は 2.33%となった。

〔第 6 表参照〕

第1表

(1) 一般の民間企業における障害者雇用状況

(平成29年6月1日現在)

企業数			常用労働者数 ①	短時間労働者数 ②	算定基礎労働者数 ③	身体障害者				知的障害者				精神障害者		K. 障害者の数	実雇用率 K÷③ ×100	法定雇用率達成企業の割合
達成	未達成	A. 重度身体障害者				B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 重度知的障害者	F. 重度以外の知的障害者	G. 重度知的障害者である短時間労働者	H. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	I. 精神障害者	J. 精神障害者である短時間労働者				
969	567	402	197,348	14,808	194,785.0	743	1,212	104	122	152	308	57	100	195	129	3,841.5	1.97	58.5
(968)	(557)	(411)	(194,189)	(14,601)	(191,704.5)	(729)	(1,211)	(101)	(131)	(145)	(269)	(56)	(93)	(182)	(144)	(3,751.0)	(1.96)	(57.5)
																	【1.97】	【50.0】

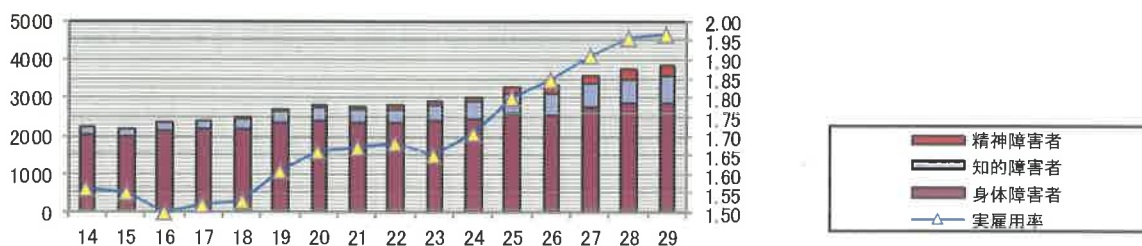
- (注) 1 算定基礎労働者数とは、常用労働者数と短時間労働者数（短時間労働者については1人を0.5人に相当）を合計した数から除外率相当の労働者数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 2 K欄の障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計である。A欄の重度身体障害者及びE欄の重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントしている。
- 3 また、C欄の重度身体障害者である短時間労働者、G欄の重度知的障害者である短時間労働者については1人に相当するものとしている。D欄の重度以外の身体障害者である短時間労働者、H欄の重度以外の知的障害者である短時間労働者、J欄の精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。
 $(A \times 2 + B + C + D \times 0.5 + E \times 2 + F + G + H \times 0.5 + I + J \times 0.5 = K)$
4. () 内は、平成28年6月1日現在の数値である。
5. 【 】 内は、平成29年6月1日現在の全国の数値である。

(2) 障害者雇用の推移 (平成14年～29年)

年	身体障害者	知的障害者	精神障害者	計	実雇用率	達成企業の割合
14	2,031.0	189.0	0	2,220.0	1.56	54.2
15	1,995.0	180.0	0	2,175.0	1.55	52.8
16	2,133.0	191.0	0	2,324.0	1.50	53.3
17	2,165.0	236.0	0	2,401.0	1.52	53.9
18	2,200.0	256.0	13.0	2,469.0	1.53	53.2
19	2,334.0	297.0	25.5	2,656.5	1.61	57.3
20	2,389.0	367.0	43.5	2,799.5	1.66	59.4
21	2,332.0	365.0	55.5	2,752.5	1.67	60.2
22	2,352.0	375.0	66.0	2,793.0	1.68	58.9
23	2,377.5	427.0	87.0	2,891.5	1.65	54.7
24	2,440.5	463.0	97.0	3,000.5	1.71	57.3
25	2,585.5	543.0	138.5	3,267.0	1.80	54.3
26	2,646.0	590.0	181.0	3,417.0	1.85	54.7
27	2,734.0	627.5	233.0	3,594.5	1.91	56.2
28	2,835.5	661.5	254.0	3,751.0	1.96	57.5
29	2,863.0	719.0	259.5	3,841.5	1.97	58.5

〈 障害者の数(人) 〉

〈 実雇用率(%) 〉



第2表

一般の民間企業における規模別障害者の雇用状況

(平成29年6月1日現在)

区分	企業数			常用労働者数 ①	短時間労働者数 ②	算定基礎労働者数 ③	身体障害者				知的障害者				精神障害者			K. 障害者の数	実雇用率 K÷③ ×100	法定雇用率達成企業の割合
	達成	未達成					A. 重度身体障害者	B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 重度知的障害者	F. 重度以外の知的障害者	G. 重度知的障害者である短時間労働者	H. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	I. 精神障害者	J. 精神障害者である短時間労働者				
計	969	567	402	197,348	14,808	194,785.0	743	1,212	104	122	152	308	57	100	195	129	3,841.5	1.97	58.5	
	(968)	(557)	(411)	(194,189)	(14,601)	(191,704.5)	(729)	(1,211)	(101)	(131)	(145)	(269)	(56)	(93)	(182)	(144)	(3,751.0)	(1.96)	(57.5)	
50～100人未満	476	273	203	33,249	3,657	33,659.5	71	183	24	28	30	51	20	45	33	66	582.5	1.73	57.4	
	(486)	(276)	(210)	(33,758)	(3,485)	(34,054.5)	(70)	(191)	(32)	(23)	(35)	(43)	(20)	(45)	(33)	(75)	(600.5)	(1.76)	(56.8)	
100～300人未満	380	237	143	60,305	5,385	59,218.5	192	369	39	46	47	110	17	39	61	37	1,135.0	1.92	62.4	
	(372)	(224)	(148)	(59,207)	(5,381)	(58,327.5)	(195)	(365)	(30)	(49)	(44)	(96)	(18)	(29)	(55)	(40)	(1,101.0)	(1.89)	(60.2)	
300～500人未満	61	33	28	22,036	1,779	21,559.5	73	138	13	15	15	43	4	4	18	8	405.5	1.88	54.1	
	(59)	(30)	(29)	(21,664)	(1,083)	(20,780.5)	(76)	(119)	(7)	(14)	(16)	(39)	(4)	(3)	(20)	(9)	(386.0)	(1.86)	(50.8)	
500～1000人未満	35	16	19	23,619	1,225	22,566.5	95	147	14	14	18	23	8	5	16	7	447.0	1.98	45.7	
	(34)	(14)	(20)	(22,512)	(1,986)	(21,888.0)	(88)	(147)	(19)	(26)	(14)	(20)	(6)	(6)	(16)	(4)	(430.0)	(1.96)	(41.2)	
1000人以上	17	8	9	58,139	2,762	57,781.0	312	375	14	19	42	81	8	7	67	11	1,271.5	2.20	47.1	
	(17)	(13)	(4)	(57,048)	(2,666)	(56,654.0)	(300)	(389)	(13)	(19)	(36)	(71)	(8)	(10)	(58)	(16)	(1,233.5)	(2.18)	(76.5)	

- (注) 1 算定基礎労働者数とは、常用労働者数と短時間労働者数(短時間労働者については1人を0.5人に相当)を合計した数から除外率相当の労働者数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
 2 K欄の障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計である。A欄の重度身体障害者及びE欄の重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントしている。
 3 また、C欄の重度身体障害者である短時間労働者、G欄の重度知的障害者である短時間労働者については1人に相当するものとしている。D欄の重度以外の身体障害者である短時間労働者、H欄の重度以外の知的障害者である短時間労働者、J欄の精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。
 $(A \times 2 + B + C + D \times 0.5 + E \times 2 + F + G + H \times 0.5 + I + J \times 0.5 = K)$
 4 ()内は、平成28年6月1日現在の数値である。

第3表

障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

(平成29年6月1日現在)

区分	法定雇用率未達成企業数	不足数							障害者数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人又は5人	5.5人又は6人	6.5人以上	
規模計	402	298	66	25	9	2	-	2	233
50人～100人未満	203	203	-	-	-	-	-	-	192
100人～300人未満	143	78	52	10	3	-	-	-	41
300人～500人未満	28	9	9	7	3	-	-	-	-
500人～1000人未満	19	5	3	6	2	1	-	2	-
1000人以上	9	3	2	2	1	1	-	-	-

(注) 不足数とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

第4表

一般の民間企業における主な産業別障害者の雇用状況

(平成29年6月1日現在)

区分	企業数			常用労働者数 ①	短時間労働者数 ②	算定基礎労働者数 ③	身体障害者				知的障害者				精神障害者		K. 障害者の数	実雇用率 K÷③×100	法定雇用率達成企業の割合
	達成	未達成					A. 重度身体障害者	B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 重度知的障害者	F. 重度以外の知的障害者	G. 重度知的障害者である短時間労働者	H. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	I. 精神障害者	J. 精神障害者である短時間労働者			
計	969 (968)	567 (557)	402 (411)	197,348 (194,189)	14,808 (14,601)	194,785.0 (191,704.5)	743 (729)	1,212 (1,211)	104 (101)	122 (131)	152 (145)	308 (269)	57 (56)	100 (93)	195 (182)	129 (144)	3,841.5 (3,751.0)	1.97 (1.96)	58.5 (57.5)
																		【1.97】	【50.0】
建設業	47 (46)	22 (21)	25 (25)	7,455 (7,274)	150 (178)	6,202.0 (6,056.0)	14 (13)	47 (47)	2 (3)	4 (6)	1 (2)	1 (3)	0 (0)	1 (1)	8 (9)	1 (0)	91.0 (95.5)	1.47 (1.58)	46.8 (45.7)
																		【1.76】	【49.5】
製造業	356 (353)	210 (205)	146 (148)	92,727 (91,016)	2,439 (2,343)	93,403.5 (91,660.5)	416 (405)	573 (573)	16 (18)	16 (18)	59 (60)	161 (141)	11 (11)	4 (3)	96 (89)	12 (9)	1,823.0 (1,777.0)	1.95 (1.94)	59.0 (58.1)
																		【2.02】	【57.4】
情報通信業	23 (22)	7 (7)	16 (15)	3,731 (3,537)	55 (70)	3,758.5 (3,572.0)	11 (10)	11 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (1)	34.0 (34.5)	0.90 (0.97)	30.4 (31.8)
																		【1.66】	【28.8】
運輸・郵便業	51 (52)	30 (32)	21 (20)	11,288 (11,250)	610 (664)	9,148.0 (9,109.0)	29 (33)	83 (84)	8 (7)	9 (9)	1 (1)	14 (9)	1 (1)	1 (4)	14 (7)	4 (14)	187.0 (189.5)	2.04 (2.08)	58.8 (61.5)
																		【2.04】	【55.8】
卸・小売業	141 (144)	70 (72)	71 (72)	20,014 (19,978)	4,093 (4,154)	21,982.5 (21,975.0)	56 (52)	108 (109)	11 (7)	20 (23)	35 (28)	39 (36)	15 (18)	17 (16)	17 (18)	15 (13)	398.0 (374.0)	1.81 (1.70)	49.6 (50.0)
																		【1.78】	【39.6】
金融・保険業	15 (15)	10 (10)	5 (5)	7,003 (7,086)	600 (613)	7,303.0 (7,392.5)	33 (33)	44 (51)	7 (5)	8 (9)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (8)	0 (1)	129.0 (137.0)	1.77 (1.85)	66.7 (66.7)
																		【1.97】	【42.8】
宿泊・飲食サービス業	19 (24)	10 (14)	9 (10)	2,991 (3,234)	779 (871)	3,380.5 (3,669.5)	10 (13)	20 (23)	7 (7)	8 (7)	12 (12)	6 (6)	6 (6)	4 (4)	4 (4)	2 (2)	94.0 (102.5)	2.78 (2.79)	52.6 (58.3)
																		【1.88】	【46.2】
生活関連サービス・娯楽業	18 (19)	10 (11)	8 (8)	2,808 (2,830)	490 (503)	3,053.0 (3,081.5)	5 (9)	22 (22)	6 (3)	4 (5)	12 (13)	15 (12)	0 (0)	3 (1)	3 (4)	3 (2)	85.0 (89.0)	2.78 (2.89)	55.6 (57.9)
																		【2.15】	【43.0】
教育・学習支援業	13 (13)	7 (6)	6 (7)	1,556 (1,473)	230 (206)	1,302.0 (1,228.0)	7 (6)	6 (5)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	20.5 (17.0)	1.57 (1.38)	53.8 (46.2)
																		【1.59】	【40.3】
医療・福祉	168 (169)	126 (124)	42 (45)	25,905 (25,853)	2,894 (2,683)	22,689.0 (22,698.5)	70 (69)	153 (144)	36 (44)	35 (31)	24 (21)	44 (44)	20 (17)	64 (60)	28 (26)	88 (98)	562.5 (549.5)	2.48 (2.42)	75.0 (73.4)
																		【2.50】	【63.0】
複合サービス事業	14 (14)	7 (7)	7 (7)	3,331 (3,181)	143 (127)	3,402.5 (3,244.5)	15 (15)	19 (18)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	5 (4)	0 (0)	2 (0)	2 (2)	0 (0)	57.5 (55.0)	1.69 (1.70)	50.0 (50.0)
																		【1.88】	【46.4】
サービス業	75 (72)	47 (40)	28 (32)	9,824 (9,143)	2,198 (2,065)	10,428.0 (9,667.5)	31 (30)	67 (60)	11 (7)	16 (21)	5 (5)	21 (13)	4 (3)	4 (4)	10 (7)	2 (3)	196.0 (174.0)	1.88 (1.80)	62.7 (55.6)
																		【1.95】	【47.1】

(注) 1 算定基礎労働者数とは、常用労働者数と短時間労働者数(短時間労働者については1人を0.5人に相当)を合計した数から除外率相当の労働者数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
 2 K欄の障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計である。A欄の重度身体障害者及びE欄の重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントしている。
 3 また、C欄の重度身体障害者である短時間労働者、G欄の重度知的障害者である短時間労働者については1人に相当するものとしている。D欄の重度以外の身体障害者である短時間労働者、H欄の重度以外の知的障害者である短時間労働者、I欄の精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。
 $(A \times 2 + B + C + D \times 0.5 + E \times 2 + F + G + H \times 0.5 + I + J \times 0.5 = K)$
 4 ()内は、平成28年6月1日現在の数値である。
 5 【 】内は、平成29年6月1日現在の全国の数値である。

第5表

県・市町村各機関の状況

(平成29年6月1日現在)

機 関 名	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数 (注1)	備 考
県機関・市町村合計	13,789.5	320.5	2.32	5	
県機関合計	4,049.0	99.0	2.45	0	
富山県知事部局	3,647.0	89.0	2.44	0	(注2)
富山県警察本部	402.0	10.0	2.49	0	
市町村機関合計	9,740.5	221.5	2.27	5	
富山市	1,923.0	41.0	2.13	3	
高岡市	1,314.0	31.0	2.36	0	
魚津市	333.0	8.0	2.40	0	(注2)
氷見市	296.0	6.0	2.03	0	
滑川市	173.5	4.0	2.31	0	
黒部市	603.0	11.0	1.82	2	
砺波市	578.5	14.0	2.42	0	
小矢部市	233.0	5.0	2.15	0	(注2)
南砺市	741.0	18.0	2.43	0	
射水市	654.0	18.0	2.75	0	
上市町	297.0	6.5	2.19	0	
立山町	234.5	6.0	2.56	0	(注2)
入善町	195.5	4.0	2.05	0	
朝日町	298.0	7.0	2.35	0	
富山市上下水道局	170.0	3.0	1.76	0	
高岡市上下水道局	99.0	2.0	2.02	0	
富山市立富山市民病院	305.0	7.0	2.30	0	
富山市教育委員会	390.0	8.0	2.05	0	
高岡市教育委員会	321.5	7.0	2.18	0	
氷見市教育委員会	55.0	1.0	1.82	0	
黒部市教育委員会	63.5	1.5	2.36	0	
砺波市教育委員会	193.0	5.5	2.85	0	
南砺市教育委員会	149.0	4.0	2.68	0	
射水市教育委員会	120.5	3.0	2.49	0	
富山県教育委員会	6,138.5	136.5	2.22	0	

(注) 1 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

2 当該機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(県知事部局・市町村)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
富山県知事部局	富山県企業局
魚津市	魚津市教育委員会
小矢部市	小矢部市教育委員会
立山町	立山町教育委員会

第6表
地方独立行政法人の状況

機 関 名	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職 員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
公立大学法人 富山県立大学	129.0	3.0	2.33	0	

法定雇用率とは

平成24年6月、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正により以下の法定雇用率が設定され、平成25年4月1日から施行されている。

この法定雇用率の設定により、1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模は、以下のとおりとなる。

平成18年4月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、身体障害者、知的障害者に加え、精神障害者（精神保健福祉手帳所持者）においても実雇用率の算定対象とされた。

さらに、平成22年4月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、平成22年7月1日から短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）が障害者雇用率制度の対象とされている。

- 民間企業
 - ・ 一般の民間企業（常用労働者数50人以上の企業）…………… 2.0%
 - ・ 特殊法人（常用労働者数43.5人以上規模の法人）…………… 2.3%
- 国、地方公共団体（職員数43.5人以上の機関）…………… 2.3%
 - ・ 市町村教育委員会（職員数43.5人以上の機関）…………… 2.3%
- 都道府県教育委員会（職員数45.5人以上の機関）…………… 2.2%

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。